

被差別部落寺院をめぐる社会的関係の様相

奥本武裕

要約

被差別部落寺院研究においては、従来の研究では制度面ばかりが注目されてきたが、本稿では在地の寺院社会における社会的関係の様相を、残された史料から明らかにしていくことを目的とした。部落寺院とどのような関係を持つかということについては、非部落の側の恣意に委ねられているのであり、そのような恣意の存在をいかに突破するのが課題だと考えている。

問題の所在

本稿に与えられたテーマは「かわたと宗教」であるが、このテーマに関わっては、仏教諸宗派、神社信仰、キリスト教、新興宗教、民俗信仰等々の多様な問題設定が可能であり、また必要であるにもかかわらず、そのなかで浄土真宗（以下、真宗）に関わる問題を取り上げ続けることの意味について、最初に述べておかなければならないだろう。

よく知られているように、被差別部落（以下、部落）に所在する寺院は、西国を中心にその多くが浄土真宗に属する寺院であり、例えば1921年（大正10）の内務省調査¹⁾によれば、全国の部落住民の82%あまりが真宗を信仰している。こうしたことからいえば、「かわたと宗教」に関わる最大の課題は真宗なのだということは自明のことであるようにみえる。

しかし、これもまたよく知られているように、東国の部落には真宗はほとんど存在しないのであり、また同調査によれば、真宗が100%なのは、奈良県と福井県のみであり、90%を超える九州においても、佐賀県のように22%弱にすぎない地域も存在する。

20世紀の実態をそのまま江戸時代に遡及させ

て理解するわけにはいかないだろうが、こうした地域的偏差の存在を無視した議論は成り立ち得ないと考えている。

しかし、従来の研究は真宗と部落の関係を先験的に自明なものとし、部落への真宗の展開に対する政治権力の関与の有無や、一向一揆との関わりの有無などを議論してきた。

また、真宗史研究の側において「真宗特殊論」と引野亨輔²⁾らによって批判されるような研究上の特徴が存在してきたことが、事態をさらに複雑なものとした。

つまり、親鸞の思想的達成をきわめて高く評価し、その教えを受けつぐ真宗が、その後の日本社会の歩みのなかで、他宗派に比して一定の特異性を示したと、無前提に理解してしまうようなあり方をその代表的なものとしてあげることができる。

こうした真宗そのものを歴史的に〈特殊〉な存在とみなすような真宗史研究の傾向と、真宗と部落の関係を〈自明〉で〈特殊〉なものだとみなす部落史研究の傾向が、相互に支え合うという構造が部落寺院史研究のなかに存在するのではないか。

例えば真宗と部落の関係の淵源を政治権力による強制に求めるような理解を否定すれば、今

度は真宗が〈特殊〉な存在だから、部落と真宗の〈特殊〉な関係が生じたのだというような理解にたやすく絡め取られてしまうことになる。親鸞の平等思想を受け継ぐ真宗の教義が、被差別民にとって救済を保障するものであったために部落に真宗が受容されたのだというような理解がそれだが、こうした理解は真宗史研究の側にも、部落史研究の側にも受け入れやすいものなのである。

その上で、だから真宗はすばらしいと評価するか、親鸞以降の真宗の変質を指弾するか等々、議論には多様なバリエーションが生じるが、結局のところ真宗と部落の〈自明〉で〈特殊〉な関係は疑われることのないものとしてあり続け、真宗に帰依しなかった地域の存在や、部落ほどには真宗と深い関係を持たなかった多様な被差別民の存在は議論の枠外に置かれてしまうことになる。

こうした傾向から自由になるために、まずは部落寺院を先験的に〈特殊〉なもののみならず、に検討していくことの必要性を提起し、大和国（奈良県）をフィールドにその試みを重ねてきたが、そこで明らかになったのは、教団の制度や取扱の差違の影響はないとはいえないにしても、寺院としてはごく当たり前の姿で存在してきた部落寺院のありようであった⁽³⁾。

ただ、実はもうひとつ大きな問題が存在しており、それは真宗が多数を占めるような地域においても、寺院の存在形態の地域的偏差がきわめて大きいということである。畿内とその近国では、真宗寺院の大半は「惣道場」と称される村持ちの寺院で、村ごとに寺院が存在するのが基本的な形態であり、それは部落内外に共通して存在する特徴なのだが、例えば最近筆者が調査に取りかかり始めた筑前国の場合、一カ寺が複数の地域にわたる多数の門徒を檀家にするという形態が、これも部落内外に共通してみられ

るのである⁽⁴⁾。

つまり、部落寺院史研究は、それぞれの地域における真宗史、仏教史研究のなかに位置づけて行われることが必要なのだが、実のところそのような研究は十分な蓄積を持っているとはいえない状況にある。

筆者が勤務する奈良県立同和問題関係史料センター（以下、史料センター）では、吉田栄治郎や岡村喜史とともに、県内の真宗寺院の調査に、部落内外を問わず取り組んでいるが、奈良県域における真宗の展開の様相について次第に明らかになるとともに、部落寺院や部落の門徒の動向についても、非部落の寺院から従来知られていなかった事実をいくつか見いだしつつある⁽⁵⁾。

今後ともこうした調査を地道に積み重ねていきたいと考えているが、そのなかで従来の制度研究に著しく偏した部落寺院史研究によって形作られた部落寺院と門徒についての歴史像は根本的な変更をせまられているのではないかと考えている。

制度的側面に関する研究に何の意味もないとまではいわないが、そこから明らかになるのは、「四ヶ之本寺」や「穢寺頭寺制」というような特異な本末関係が存在したか否かといったことや、寺格昇進の制限や免物下付への礼銀の5割増の実態がどうであったかといった、教団が部落寺院をどのように取り扱ったのかという問題でしかない。

しかし、そもそも本願寺教団が部落寺院を「穢多寺」「穢寺」などと明確に規定し、取扱の差違を定めたような制度は存在していない。

例えば西本願寺に残された「諸寺心得之記」⁽⁶⁾なる史料によって、部落寺院僧侶の自剃刀は天明3年（1783）にはじめて許可され、それまでは部落寺院には正規の得度を経た僧侶は存在せず、いわゆる「毛坊主」ばかりであったと理解

されてきた。

しかし、延享3年(1746)に作成された大和国式下郡梅戸村西光寺の「寺院本末改帳」⁽⁷⁾には、庄屋与七、年寄茂七・孫四郎と並んで、泰歳なる人物が署名しているが、奈良奉行所宛に出された公文書に法名で署名する人物が在俗の「毛坊主」だとみなすことはできないだろう。「諸寺心得之記」は本山役人の手覚えであり、史料が作成された幕末頃に本山役人の間で認識されていた末寺取扱の旧例・通例が記録されているにすぎない⁽⁸⁾。このような性格を持つ史料によって、近世全般にわたる本願寺の末寺取扱を議論することはできないだろう。

そして、部落寺院に対する差別が制度的なものであるなら、それはすでに明治初年に解決済みなことだとしなければならない。

課題としなければならない問題は、もっと別のところにあるはずなのだ。

1899年(明治32)に結成され、全国最初の全県的な部落差別撤廃運動団体であったとされる大和同心会は、法会の際に出仕した部落寺院の僧侶が堂班、つまり僧侶の位階に応じた座席を与えられなかったという事件を結成の発端としていた⁽⁹⁾。

この事件は、制度的な差別が撤廃されているにもかかわらず、教団内に部落寺院を忌避する感情が濃厚に残存していたことを示すものだろうが、このような教団のありようについて、1901年(明治34)に『教学報知』紙上で社主真溪涙骨は次のように喝破した⁽¹⁰⁾。

(上略)

扱茲に真宗の平民主義なるにも拘らず、其平民中に区別の存するやの疑なき能はず、何となれば維新以後四民平等の主義に依り、政府は穢多非人杯の名目を廢して一般平民に組入たり、而して世人は一時新平民を以

て之を目し、法律上区別なき者に対し、何となく旧来の感情失せ去らずして、交際往來に隔意あるが如きは、甚だ謂れなき事なるも此等の感情を打破して、同一の交際に至らしめんとするが宗教家の任務なるべし、今や真宗に於ては、旧穢多に属せし人も、教師に任じ、又は其寺の堂班を進めて、毫も其間に区別せざるは可なりと雖も、大法会に際し、これらの僧侶が堂班に依て出勤せんとするときは、兎角に之と席を並ぶるを喜ばざるの風あり、同一の教師たり、同一の席次たり、況や平民主義の宗門、御同朋御同行たるものをや、階級廢止より已に三十年、今尚区別を存せんとするが如き、最も開化せざる者と謂はざるべからず、遠く通ずるに四海の内皆兄弟たるの実何処に在るや。

(下略)

問題は「何となく旧来の感情失せ去らずして、交際往來に隔意あるが如き」こと、あるいは「兎角に之と席を並ぶるを喜ばざるの風」が存在することにあり、それをどのように歴史研究の対象とするかということなのだと考えている。

したがって、そこから部落寺院史研究に要請されるのは、部落寺院をめぐる部落内外の社会的関係がどのような位相にあったのかということの検討であろう。

そこで本稿では、江戸時代後期から明治初年の大和国をフィールドに、部落寺院をめぐる社会的関係のありようについて、具体的な事例を検討して明らかにしていくことを目的とした。ただ、史料の残存状況に規定され断片的な記述とならざるをえない。今後の史料調査により、より精緻な検討を期したいと考えている。

なお、被差別部落の呼称については、解放令以前を「穢多村」、以降を「被差別部落」とす

るべきだと考えるが、煩雑さを避けるため本稿では近世・近代を通じて「部落」に統一する。

また本稿では、部落以外の地域に所在する寺院については、便宜的に「非部落寺院」と称することとする。

1 近世後期～明治期の部落寺院をめぐる社会的関係の諸相

1 寺院堂舎建設をめぐる交流

このことについては、『奈良県被差別部落史料集』第3巻に、式下郡梅戸村西光寺の事例が紹介されたことによって注目された¹¹⁾。

梅戸村は近世中期以降、独立村として歩んできた部落で、享保9年(1724)の村高284石7斗1升1合、戸数37(うち本百姓36)、人口180¹²⁾であった。同時期の周辺村落に比しても高い本百姓率を持つ村であり、さらにその範囲は明確ではないものの草場を所持し¹³⁾、安定した経済力を持った、奈良県における「部落史の見直し」の典型事例となった部落のひとつである。

この梅戸村西光寺の寛政2年(1790)の本堂再建や、文政10年(1827)の鐘楼建設の際に、多くの周辺町村から多額の寄進が行われている¹⁴⁾。

これと同様の事例として、明和2年(1765)から同4年にかけての宇陀郡岩崎村の妙覚寺本堂の再建をあげることができる。

岩崎村は、近世中期以降独立村であった部落で、元禄16年(1703)の村高213石5斗9升1合6勺、農業以外に宇陀郡南部から吉野郡にかけての広い範囲の草場を持ち、自立性の高い村落共同体と安定した経済力を持つ村であった¹⁵⁾。

この妙覚寺再建の際、明和3年(1766)正月に行われた石突きや、翌年2月の建設費用調達のための奉加、同年6月の上棟の際には、近隣

の部落以外の町村から多くの寄進が寄せられている¹⁶⁾。

また、梅戸村西光寺の本堂普請では、大工頭の中井家役所に届け出をし、許可を得た上で普請が進められ、大工棟梁は法隆寺組に属する新村の文平、脇棟梁は同村の又四郎、新三郎、佐味田村の庄助が勤めていた¹⁷⁾。

岩崎村妙覚寺再建の場合も、棟梁を大坂天満の久兵衛、大工を吉備村甚兵衛、平井村清八、今里村庄介、磯野村治郎兵衛、土佐の四平、柳村茂十郎、佐々羅村久次郎、田原本村彦七、大垣内村庄八郎がつとめ、瓦工は横大路村の彦四郎であったことが知られる。

これらの大工たちはすべて非部落のいわゆる「常大工」だと考えられる。「常大工」や非部落の瓦工が部落寺院の普請に携わっているのだが、例えば妙覚寺の瓦工孝四郎は、岩崎村内に窯を築き、おそらくは住み込んで瓦の製作を行っているのであり¹⁸⁾、大工も遠方の者は通いではなく、村内に住み込んだ可能性が高いと考えている。

ここでとりあげた西光寺・妙覚寺のいずれもが独立村に所在する寺院の事例で、こうした交流の存在が、独立村であることによって起き得た事態なのか、枝郷であったような部落でも確認できるのか、他の事例が明らかになっていないので明言はできないが、このような寺院をめぐる周辺地域社会との交流は広く存在したものであろうと考えている。

また、非部落寺院の堂舎の普請については、宇陀郡上井足村吉光庵の事例がある。吉光庵は親鸞の伝承上の母吉光尼の墓所として19世紀初頭に成立したもののだが、この吉光庵の堂舎再建が文政10年(1827)に行われた際に、「当村并岩崎、赤坂、落合、千本等」の人々が人足を勤めたという¹⁹⁾。「当村」すなわち吉光庵の所在する上井足村の村人とともに、近隣の部落の門

徒たちが人足として参加しているのであり、ここにも寺院の普請をめぐる部落内外の交流の姿をみることができる。

2 法会をめぐる事例

部落寺院の大きな法会の際にも部落内外の交流は存在した。

弘化3年(1846)11月13日に梅戸村西光寺で執行された蓮如350回忌の法要では、先の堂舎普請の場合と同様、近隣の非部落の町や村からも多くの香奠が寄せられているし²⁰⁾、また万延元年(1860)10月の親鸞600回忌の法要の際には、「御坊」の「御老院様」「若院様」「役僧様」と「御供廻八人」が招待されている²¹⁾。

「御坊」とは、この地域を管轄する触頭であった田原本御坊浄照寺のことであり、所轄の触頭寺院が法要に出仕したことが確認される。

葬送をめぐっては1879年(明治12)の十市郡笠神村光専寺住職の葬儀の際の事例をあげることができる²²⁾。この葬儀に出仕した16カ寺を行列の次第に従って挙げれば次のようになる。

1. 河州向野村西称寺
2. 四条村妙観寺
3. 金沢村光源寺
4. 大久保村実相寺
5. 桜井村正覚寺
6. 東良村西福寺
7. 河州古市村光明寺
8. 泉州大野村円称寺
9. 洞村教宗寺
10. 畝火村信光寺
11. 今井村順明寺
12. 今井村称念寺
13. 導師名称寺
14. 石ノ上村徳願寺
15. 柳村願成寺

16. 河州新堂村円光寺

地名は史料にある表記のままとしたが、導師の名称寺とは葛下郡曾根村の名称寺のことであり、江戸時代には光専寺の上寺であったことによつて導師をつとめたものだと考えられる。

一見して明らかなように、この葬儀には、部落寺院と非部落寺院の僧侶が出仕しており、混在して行列していたことがわかる。

また、寺院の大きな法会に際して、近隣の被差別民に布施が渡されることがあった。

寛保元年(1741)3月に執り行われた大和郡山今井町光慶寺の住職超宗の100回忌法要の記録によれば、「座頭」、「隠僧」、「非人」、「物よし」に布施が渡されている²³⁾。「隠僧」とは三昧聖のことであるから、光慶寺はこの法要に際して、座頭、三昧聖、非人番、物吉といった人々に布施を渡していたことがわかる。

祝儀・不祝儀の際の座頭祝銭については、よく知られているところだが²⁴⁾、法要の際にも被差別民に布施を渡すという習慣が存在したことが判明する貴重な事例である。

一方で、光慶寺は添上郡内の部落に6カ寺の下寺を、また添上・添下・吉野郡、伊賀国名張郡の夙村に5カ寺の下寺を持っており、その関係は少なくとも近世初頭にまで遡ることができる²⁵⁾。部落や夙村と深い関わりを持つ光慶寺であるが、彼らは布施を渡す対象にはなっていないのである。

それは、光慶寺が彼らを〈こちら側〉の存在とみなしていたからに他ならないであろう。

3 大和北組

幕末維新期の和歌山県大和北部の本願寺派寺院に「大和北組」なる名称の組織が存在した。

1878年(明治11)に全国的に編成され、現在まで存続する「組(そ)」とは異なる組織で、

おそらくは「くみ」と読むのだと思われる。

上野大輔は、江戸時代の本願寺が「触頭」の下部組織として「組合」「……組」と称される組織を設けていたことを指摘している²⁸⁾。

大和国においても、宇陀郡に松山万法寺と東郷勝林寺を組頭とする「組合」が設けられていることが確認されるが、この大和北組の場合は、本末関係や触頭・役寺の管轄領域とは無関係に構成されていること、惣代寺院が光明寺²⁹⁾と馬司村慈光寺という中本山や触頭・役寺ではない一般寺院であり、役寺の奈良上三条町浄教寺や郡山今井町光慶寺も構成寺院のひとつにすぎないこと、大和の他の地域には類似の組織がみられないことなどから、西本願寺の伝統的末寺支配の体制とは別個に、幕末期になって在地の寺院が主体的に形成した組織ではないかと考えている。

さて、管見の限りで「大和北組」が最初に登場するのは、留役所「大和諸記」24番帳に収載された天保15年（1844）3月22日の記事である²⁸⁾。

「北大和」惣代光明寺と慈光寺から出された、「御書様」すなわち広如宗主の消息が4月14日に下げ渡されるとの連絡に対して、農繁期に入るとを理由に3月26日以前に前倒しされるようにとの願書に対して、下付が29日に決定したことを達した文書だが、願書には、添上・添下・平群²⁹⁾3郡の本願寺派寺院49カ寺が列記されており、これが「大和北組」の構成寺院であると考えられる。

1872年（明治5）の3郡それぞれの寺院明細帳によれば²⁹⁾、3郡の本願寺派寺院は東西立合寺院も含め78カ寺であり、この明細帳に記載のない4カ寺を除けば、57.7%の寺院が大和北組に所属していたという計算になるが、3郡に計20カ寺ある部落寺院はこのなかに全く含まれていないのである。つまり大和北組に所属しない

33カ寺のうち60.6%が部落寺院という計算になる。一方、3郡に所在する夙村の本願寺派寺院は、すべて大和北組に所属していたことがわかる。

そこからは、末寺の自律的な組織から、部落寺院は〈排除〉され、夙村寺院は〈包摂〉されているという構図が浮かび上がってくる。

先の光慶寺の法要の事例では、部落や夙村は布施を渡す対象ではない——すなわち他の被差別民とは別枠の存在となっており、それは、部落や夙村に光慶寺の下寺が存在することによるのだとも考えられるが、大和北組の事例では、夙村寺院は〈包摂〉され、部落寺院は〈排除〉されているようにみえる。

これが、〈包摂〉と〈排除〉の結果であるとするなら、在地の寺院社会は、被差別民の〈排除〉をめぐる一貫した論理を持たず、その場で恣意的に〈排除〉と〈包摂〉を行ってきたとみることができようし、おそらく〈差別〉とはそのようなものだと考えている。

ただ、大和北組の事例の場合、一方で組に所属しない非部落寺院も少なからず存在するということもあり、その実態についてさらに詳しい検討が必要だと考えている。

2 明治初期、部落寺院僧侶の社会的位置

1 1872年（明治5）寺院明細帳の作成

本章では、1872年（明治5）に作成された寺院明細帳を史料として、当該期の部落寺院僧侶の社会的位置について検討していきたい。

まずは、当該史料の作成経緯や史料の性格について確認しておこう。

この寺院明細帳は次のような経過でその作成が行われた。

1872年（明治5）7月2日、教部省は次のよ

うな布達を發した⁹³⁾。

府 県

各管轄内ニ於テ所取現在ノ寺院開創ノ年歴及僧尼ノ履歴・員数等別紙雛形ニ照準シ詳細取調、往返ヲ除クノ外日数六十日ヲ限り無相違当省へ可差出事

但毎年十一月中各宗寺院廢立或ハ合併僧尼ノ増減等一ヶ年分取纏当省へ可出候事(雛形略)

これを受けて奈良県では、次のような布達を發した⁹⁴⁾。

明治五年第九十七号

今般諸宗現在之寺院開創之年歴及僧尼之履歴員数等別冊雛形之通御取調ニ付一々呼出シ可取調筈之處毎々往來之冗費モ不少哉ニ付人撰ヲ以別紙一郡ニ一名ヅ、右取調中寺院総代申付候依テハ右惣代之僧侶夫々巡廻可及取調候条不都合無之様可致但巡廻入費及筆墨紙料等之儀者差向県庁ヨリ操替相渡置迫テ細詳検査之上塔頭末寺庵室等之無差別渾而軒別ニ割合差出方可申付候条右寺院ニヲイテモ前以大概取調置巡廻之節者精々速ニ相運無益之時間ヲ為費諸入費相嵩候様之儀無之様篤ト注意可致事

右之通寺院一般江至急無洩可触知モノ也

但寺院有之候町村ハ一町村ニ壱綴ヅ、請取之寺院無之町村ハ其段下ケ紙ニ認置可申尤右雛形入用之者ハ奈良橋本町日新社ヲ始兼々布令ニ及置候書林ニヲイテ売渡候条買取可申事

壬申八月 奈良県

(惣代寺院名略)

郡毎に調査を担当する惣代寺院を定めたいえ

で、同年9月2日惣代寺院を県庁に参集、調査を命じ、9月から10月にかけて調査が行われた⁹⁵⁾。

残念ながら15郡すべての簿冊が残されているわけではなく、現在、所在を確認しているのは次の8点である。

- ①「添上郡諸寺院明細表」(東大寺図書館所蔵文書)
- ②「添下郡諸寺院詳細簿」(奈良市本照寺文書)
- ③「平群郡寺院取調帳」(東大寺図書館所蔵文書)
- ④「式下郡寺院明細帳」(東大寺図書館所蔵文書)
- ⑤「広瀬郡諸宗寺院明細帳」(広陵町大福寺文書)
- ⑥「葛下郡寺院明細取調帳」(葛城市照久寺文書)
- ⑦「諸宗本末寺院明細帳 宇陀一郡」(宇陀市真光寺文書)
- ⑧「宇智郡寺院明細帳」(東大寺図書館所蔵文書)

このほか、御所市円照寺文書⁹⁶⁾中に葛上、葛下、忍海^{おしみ}、宇智、高市各郡の本願寺派寺院の明細帳の一部が残されており、重複する葛下郡、宇智郡の分を除くと、31カ寺分になる。

以上をあわせると、次表のような真宗寺院のデータが得られる。

表1 明治5年(1872)寺院明細帳記載の浄土真宗寺院

郡名	総数	本	大	東西	仏
添上	26 (12)	15(8)	8 (1)	3 (3)	
添下	59(4)	38(4)	21		
平群	44(5)	26(5)	13		5
式下	24(4)	11(4)	8		5
葛上	16(2)	16(2)			
葛下	97(4)	70(4)	17	5	5
広瀬	59(1)	36	17	3	3
忍海	5	5			
高市	9 (1)	9 (1)			
宇陀	62(4)	52	10(4)		
宇智	5 (3)	5 (3)			
吉野	2	2			
合計	408(40)	285(32)	94 (5)	11(3)	18

※本：本願寺派、大：大谷派、東西：東西立合、仏：仏光寺派、()内は部落寺院数

山辺郡・十市郡・式上郡のすべて、吉野郡のほぼすべてのデータが得られないという限界はあるが、明治前半期の奈良県の真宗寺院のうち6割強⁶⁴、部落寺院についてみれば、59カ寺中⁶⁵の7割弱のデータが得られるのである。

内容についてみれば、次のような事項が記載されている。

- ①宗派・本末関係・所在地・寺号
- ②宗派の開祖・開基・創立年代
- ③寺格・僧位僧官
- ④僧尼の名前・年齢・出自・経歴
- ⑤家族構成と経歴
- ⑥境内の面積・種類
- ⑦檀家数

例えば、前章で取り上げた式下郡梅戸村西光寺の当時の住職諦親の経歴は以下のように記されている⁶⁶。

住職

西光寺亡父真梁長男 諦信

壬申三十一歳

安政二乙卯年三月朔日堺県管轄河内国若江郡荒本村乗教寺ニ於テ得度、安政三丙辰年三月十一日住職、得度已后元治元甲子年迄十ヶ年之間堺県管轄河内国若江郡荒本村浄教寺ニテ修学

西光寺の住職諦信は、前住真梁の長男で、嘉永5年（1852）生まれ、安政2年（1855）に河内国若江郡荒本村乗教寺⁶⁷において得度、以後元治元年（1864）まで同寺において修学し、この間安政3年（1856）に住職に就任したということがわかる。

存命であれば前住の、得度していれば子どもの、あるいは役僧がいればその経歴もそれぞれ

判明する。また、妻がいればその出身地も判明する。

住僧やその家族の経歴の詳細を網羅的に知ることのできる史料は他に類例がなく、1872年（明治5）の寺院明細帳の史料的価値は極めて高いといわなければならないだろう⁶⁸。

また、全国一律の基準で実施されており、均質なデータが得られること、同年11月に出される無住・無檀家寺院の廃寺政策⁶⁹以前の調査であり、寺院整理が進展する前のデータが得られることなど、江戸時代に本願寺で作成された末寺帳に比しても、良質の史料である。末寺帳は、本山側に残された各種資料を基にしたもので、調査の基準が明確でなく、脱漏や誤謬が多いといった史料的限界があることはいなめないのである。

以下、この寺院明細帳から得られるデータを用いて、部落寺院僧侶とその家族のあり方について、部落内外の比較を行ってみることにしたい。

2 部落寺院の概況

各郡の寺院明細帳に記載された部落寺院41カ寺の所在、寺号、宗派、檀家数、住職の有無を整理すると下表のようになる。

表2 1872年（明治5）寺院明細帳所載の部落寺院

郡名	町村名	寺号	派	檀	住
添上	西之坂町	明光寺	本	76	有
添上	杏村中方	五劫寺	立	48	無
添上	古市村	光明寺	本	80	有
添上	東之坂町	光蓮寺	本	93	無
添上	畑中村	明覚寺	本	18	有
添上	畑中村	定明寺	大	18	無
添上	八条村西方	浄楽寺	本	24	有
添上	杏村南方	光楽寺	本	34	有
添上	八条村西方	法性寺	立	18	有
添上	梅園村	道場	本	13	兼
添上	杏村中方	安楽寺	本	28	有
添上	杏村南方	常蓮寺	立	35	有
添下	野崎村	西光寺	本	62	有
添下	出村	順教寺	本	32	有

添下	野崎村	正念寺	本	37	有
添下	野崎村	浄光寺	本	117	兼
平群	立野村	称名寺	本	?	有
平群	若井村	光明寺	本	48	無
平群	椿井村	光照寺	本	23	有
平群	風根村	善照寺	本	124	有
平群	小平尾村	浄因寺	本	44	有
式下	梅戸村	西光寺	本	66	有
式下	為川村中方	光源寺	本	85	有
式下	下永村天治	教願寺	本	59	有
式下	五伝村	慈願寺	本	79	有
広瀬	平山村	西道場	本	71	兼
葛下	東山村	西念寺	本	158	有
葛下	山内村	宗願寺	本	17	有
葛下	中井戸村	光輪寺	本	122	有
葛下	市場村南方	大願寺	本	75	有
宇陀	菅野村	林泉寺	大	96	有
宇陀	岩崎村	妙覚寺	大	92	兼
宇陀	小附村	証覚寺	大	95	有
宇陀	下井足村	道場	大	8	兼
宇陀	牛尾原村	正念寺	大	7	兼
宇智	大島村	明西寺	本	167	有
宇智	牧村	西光寺	本	58	有
宇智	牧村	宝専寺	本	47	有
葛上	栗阪村	教覚寺	本	76	有
葛上	鎌田村	信行寺	本	120	有
高市	丹生谷村	長楽寺	本	50	兼

※「派」欄の本は本願寺派、大は大谷派、立は東西立合。「檀」欄は檀家数。「住」欄は住職の有無、兼は兼務

平群郡立野村称名寺については檀家数の記載がないが、残る40カ寺の平均檀家数は63軒となる。非部落寺院のうち檀家数の記載のある364カ寺の平均檀家数は55.6軒であるから、それほど大きな差はないといつてよいだろう。

また41カ寺中11カ寺が無住または他寺住職の兼務となっており、無住率が26.8%となる。

一方、非部落寺院では無住または兼務寺院が366カ寺中58カ寺で、無住率は15.8%となり、部落寺院の無住率が11ポイント高い。

3 住僧の出自と婚姻

部落寺院の住僧のうち、履歴が判明するのは、住職30名、前住7名、兄弟・子6名の計43名である。兄弟や子が当該寺院の出身であるのは当然なので、住職と前住についてその出自を整理すれば次表のようになる。

表3 住僧の出自

	住職	前住	計
前住・住職の子	12	3	15
国内部落寺院	8	1	9
国内部落在家	2	2	
国外部落寺院	7	3	10
国外部落在家	1		1
計	30	7	37

住職・前住ともに半数以上の寺院が他寺院や在家からの入寺であるが、非部落寺院の住職の場合も305名中182名が他寺院や在家からの入寺で、いずれもほぼ同率の6割弱ということになり、先にみた無住寺院の多さもあわせてみれば、部落内外を通じて、住職の世代継承が必ずしも順調には行われていない様子がうかがえる。

これは大和の真宗寺院の多くが、村持ちの惣道場であり、住職は看坊にすぎず、寺院と住職家の結びつきがどうしても弱くならざるをえないという事情によるものだと考えている。

また、部落寺院には非部落寺院や非部落の在家からの入寺はなく、逆に非部落寺院には部落寺院や部落の在家からの入寺はない。

婚姻についても同様で、部落寺院の住職または前住の妻で出自の記載があるもの20名すべてが、部落寺院または部落の在家の出身であり、一方、非部落寺院の住職の妻には、部落寺院や部落の在家の出身者はいない。

当然といえば当然のことだろうが、住職家の存立にかかわるようなことでは、部落寺院と非部落寺院の間には明確な隔絶が存在したことが判明するのである。

4 得度と修学

教団の制度に関することになるが、住僧の得度と修学についても検討しておこう。

江戸時代の浄土真宗の得度には、本山で行う剃刀と、自坊や師匠の寺で行われる自剃刀の二種が存在した。

部落寺院の場合、自剃刀が39名中33名で8割

以上を占める。

非部落寺院の住職の場合も291名中過半数の168名が自剃刀なので、自剃刀であることが問題なのではなく、本山での得度が可能であったか否かが問題となるのだが、部落寺院の僧侶にも、剃刀が6名あることが注目される。

その状況は次のとおりである。

- ・ 添上郡西之坂町光明寺雲誠
安政2年(1855)4月
- ・ 式下郡為川村北方光源寺慈観
安政5年(1858)6月
- ・ 添上郡古市村光明寺正観
慶応2年(1866)2月
- ・ 式下郡為川村北方光源寺正観
慶応2年(1866)2月
- ・ 添上郡東之坂町光蓮寺覚証
1871年(明治4)5月
- ・ 添上郡八条村西方浄楽寺智然
1871年(明治4)9月

解放令後の得度は最後の浄楽寺智然のみであり、解放令以前にも本願寺での得度がありえたことに注目しておきたい。

次に、修学先についてみれば、非部落寺院の住職の場合、247名中162名が本山の修学施設(西本願寺は学林、東本願寺は学寮と称した)での修学を経ているが、85名、34%余は自坊や他の寺院での修学しか経験していない。

一方、部落寺院の僧侶の場合、修学先の判明する27名のうち、学林での修学経験のある3名以外は、24名が自坊や他寺院での修学である。

西本願寺では学林に3年間懸籍することが住職就任の条件であった⁴⁰⁾のだが、部落寺院、非部落寺院ともに、少なからぬ住職がその条件を満たしていなかったことがわかる。

ここで注目すべきは、部落寺院の僧侶のなか

に、西本願寺学林での修学経験を有する者が3名あることだろう。

西本願寺の学林については、近世後期から幕末・維新时期に部落寺院の僧侶が「正式に学林に入寮・懸籍し(中略)聴講していたことを確実に示す明確な史料を確認することはできていない⁴¹⁾とされてきたが、これらの事例によって、幕末・維新时期にも学林への「穢僧」の懸籍があり得た可能性は極めて高くなったのではないだろうか。

他寺院での修学のうち、河内国若江郡荒本村の乗教寺については別稿で触れたので⁴²⁾、ここでは繰り返さない。

また、1868年(明治元)に摂津国富田本照寺に設けられた部落寺院僧侶の修学施設である興学場に学んだ者もあるが、興学場については左右田昌幸の一連の研究を参照されたい⁴³⁾。

さらに、非部落寺院で修学した2例にも注目しておきたい。山城国愛宕郡西洞院上ル花屋町、すなわち西本願寺寺内の随林寺と、葛上郡古瀬村の正福寺であり、部落寺院の僧侶の就学機会が現実には多様であり得たことに注目しておきたい。

おわりに

必ずしも十分な事例を提示できたわけではないが、以上の検討から、部落寺院が交流と排除をめぐる錯綜した社会的関係のなかにあったことが明らかになったのではないかと。

僧侶の入寺や婚姻といった家の存立に直接関わることについては、明確に隔絶した状況にありながらも、法会や堂舎普請をめぐる交流、修学先の多様性など、決して排除一辺倒ではない社会的関係が存在したことも確認された。

しかし、一方で「問題の所在」で触れたような「兎角に之と席を並ぶるを喜ばざるの風」⁴⁴⁾

が、現在も存在し続けていることも事実であろう。

また、いつ、どのような場面で〈交流〉〈包摂〉し、また〈忌避〉〈排除〉するのかといったことは、非部落寺院の側の恣意に委ねられていたのであるということもうかがえた。

そして、非部落の側の恣意によって〈交流〉〈包摂〉と〈忌避〉〈排除〉が交錯するというあり

かたは、寺院社会だけではなく、在地の社会においてもまた同じなのだと考えなければならぬだろう⁴⁵⁾。

そのような恣意を突破しうる論理と可能性を、部落差別の撤廃をめざすさまざまな取組が持ち得たのか—そのことが歴史のなかで問われていく必要があると考えている⁴⁶⁾。

註

- (1)1921年(大正10)「部落ニ関スル諸統計」(『日本庶民生活史料集成』第25巻、部落2、三一書房、1980年)。
- (2)引野亨輔『近世宗教世界における普遍と特殊—真宗信仰を素材として』(法蔵館、2007年)。
- (3)これまでの試みを概括的にまとめた拙稿に、「浄土真宗と部落問題—奈良県の事例から」(『佐賀部落解放研究所紀要』第25号、2008年)がある。
- (4)真宗寺院のあり方の地域類型を試みたものとして、大桑斉「近世真宗教団構造の諸類型」(笠原一男選暦記念会編『日本宗教史論集』下、吉川弘文館、1976年)がある。
- (5)例えば、従来の部落史研究では全く知られていなかった「帝国咸一会」あるいは「大日本咸一会」なる名称の融和団体に関する史料を確認している。詳しくは史料センター『研究紀要』第18号(2013年3月刊行予定)掲載の拙稿を参照されたい。
- (6)『真宗史料集成』第9巻(同朋舎、1976年)所収。
- (7)史料センター保管川西町中村家文書。
- (8)注(6)前掲書の千葉乗隆による「解題」を参照のこと。
- (9)拙稿「大和同心会会長の辞職届」(『Regional』第3号、2006年)。
- (10)「真宗は平等主義」(1901年〈明治34〉5月16日付『教学報知』)。なお『教学報知』は『中外日報』の前身紙である。
- (11)奈良県被差別部落史編集委員会編、奈良県部落解放研究所刊、1987年。
- (12)享保9年(1724)9月「和州式下郡梅戸村諸式明細帳」(史料センター保管川西町中村家文書)。
- (13)延宝9年(1681)3月4日「風根村草場分界絵図」(『奈良県被差別部落史 史料集』第1巻、1985年)によって、梅戸村と風根村の草場の境界が判明するが、東、西、南の境界は不明である。
- (14)寛政5年(1793)8月「本堂再建奉加帳」、文政10年

(1827)8月「撞鐘供養寄進帳」(いずれも史料センター保管川西町中村家文書)。

- (15)拙稿「近世中期、ある「穢多」村の構造的変容—宇陀郡岩崎村の十八世紀」(史料センター『研究紀要』第8号、2002年)。
- (16)明和4年(1767)6月「当寺由来再興因縁記」(寺澤亮一所蔵文書)。なお、同文書を使った研究に、寺澤亮一「妙覚寺本堂再興が語る世界—『当寺由来再興因縁記』から」(『奈良人権・部落解放研究所紀要』第24号、2006年)がある。
- (17)寛政2年(1790)6月「本堂再建普請帳」(史料センター保管川西町中村家文書)。
- (18)前掲注(16)
- (19)「永世諸事記録扣」(榛原町史蹟研究会編刊『井谷御坊吉光慶寺趾考』同会、1928年)。拙稿「一九世紀大和における真宗フォークロアの生成・序説」(史料センター『研究紀要』第12号、2006年)、「一九世紀大和における真宗フォークロアの生成—吉光尼伝承のゆくえ」(同誌第17号、2012年)。
- (20)弘化3年(1846)11月13日「中興聖人三百五拾廻忌香典帳」(史料センター保管川西町中村家文書)。
- (21)万延元年(1860)10月「庫造作新座敷普請入用・御祖師六百御廻忌入用帳」(史料センター保管川西町中村家文書)。
- (22)1879年(明治12)1月「葬式護送人巡通扣」(桜井市大福吉備資料館所蔵文書)。
- (23)寛保元年(1741)3月「釈超宗大徳百年忌御法事諸事覚記」(大和郡山市光慶寺文書)。
- (24)光慶寺における座頭祝銭の事例を分析したものとして中川みゆき「座頭祝銭に関する研究ノート—座頭と寺院の争論」(史料センター『研究紀要』第6号、1999年)がある。
- (25)未詳「御モント衆 サイシヨ」(大和郡山市光慶寺文書)。同史料は年記を欠くが、他の光慶寺文書との

比較から筆跡は慶長期（1596～1615）の住職唯宗のものであることがわかる。

26)上野大輔『「長州清光寺一件」における末寺請書—近世寺院の組合をめぐる』

27)大和北組には添下郡南新村と同郡田中村、平群郡六条村の3カ寺の光明寺が所属しており、惣代がいずれであったのかについては判別しがたい。

28)留役所「大和諸記」24番帳（本願寺史料研究所保管西本願寺文書）。

29)この明細帳については、本稿2で詳述する。

30)1872年（明治5）7月2日「教部省達」第8号（『法令全書』）。

31)1872年（明治5）8月「寺院開創之年暦及僧尼之履歴員数等二付達」（「壬申六月布告留」奈良県立図書館情報館所蔵奈良県行政文書）

32)1872年（明治5）8月「広瀬郡諸宗諸寺院取調不忘記」（広陵町大福寺文書）。

33)同寺院の古文書調査は、吉田栄治郎・岡村喜史とセンターが共同で実施しているものである。

34)1882年（明治15）の統計によれば奈良県内の真宗寺院は636カ寺である（有元正雄「明治前期郡区別宗派別寺院統計」〈『内海文化研究紀要』第21号、1992年〉）。

35)奈良県の部落寺院数については、前掲注3拙稿を参照のこと。

36)1872年（明治5）9月「式下郡寺院明細帳」（東大寺図書館所蔵文書）。

37)荒本乗教寺が三業派部落寺院の修学施設であったことについては、拙稿「部落寺院のネットワークはいかなる広がりを持ちえたか」（『Regional』第10号、2008年）で検討した。

38)同史料を使った研究に、吉田栄治郎「救癩施設・北山十八間戸最後の住人」（『Regional』第3号、2006年）、拙稿「近世穢多村の村と寺—複数の真宗寺院が所在する村」（同誌第5号、2007年）、同「部落寺院のネットワークはいかなる広がりを持ちえたか」（前掲注37）がある。

39)1872年（明治5）11月7日「教部省達」第1号（『法令全書』）。

40)西本願寺の学林については、『龍谷大学三百五十年史通史編』上巻（龍谷大学、2000年）に詳しい。

41)同前書、319頁。執筆は左右田昌幸。

42)前掲注36。

43)左右田昌幸「賤民廃止令と西本願寺」（『歴史地名通信』第16号、1991年）、同「近世の西本願寺学林と『穢僧』」（『親鸞と人間』永田文昌堂、1992年）、同「史料紹介『惣学場再興栄』」（『国史学研究』第19号、1993年）、同「本照寺『秋講』をめぐる—近世本願寺教団における『差別の論理』を探るノート」（『教学研究所紀要』第4号、1995年）。『龍谷大学三百五十年史 通史編』上巻（前掲注40）の左右田昌幸執筆部分。

44)前掲注10。

45)例えば、奈良県が1915年（大正4）に行った調査に次のような記述があることも、真溪が述べた部落差別のありようと同様のものを見出した結果だろう。

一般民ハ今モ尚部落民ヲ嫌忌シ、コレト交ルヲ厭フ風アリ、其ハ単ニ習慣上何カナシニ嫌フト（下略）
（大正4年〈1915〉「上牧村他風俗志資料」奈良県立図書館情報館所蔵）

一般人民ハ何トナク異ナレルガ如キ感ヲ有シ、部落民ハ多少謙遜シツ、アルガ如シ
（大正4年〈1915〉「奈良県風俗史資料 曾爾村之部」同上）

46)和歌山県の部落出身の漢学者である中尾靖軒や、その弟子で本稿でも取り上げた梅戸西光寺住職諦信の子である中村諦梁が、その活動のなかで築いた部落内外にわたる人脈の広がり注目したのも、こうした観点からのことである（拙稿「明治期被差別部落知識人の交流圏—中尾靖軒の人脈をめぐる」〈史料センター『研究紀要』第14号、2008年〉、「明治期被差別部落における知的世界の境域—中村諦梁と内村鑑三とその周辺」〈同誌第15号、2009年〉）。